

法人が給与等を支給するポスト・ドクターの処遇について

2006年3月30日理事会承認

「明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程」第8条第3項の規定に基づいて採用されるポスト・ドクター（以下「ポスト・ドクター」という。）にかかわる給与等の処遇について、次のとおり定めるものとする。

なお、詳細については、それぞれの雇用契約において定める。

- 1 ポスト・ドクターには、月額230,000円の給与を支給する。
- 2 ポスト・ドクターの1週当たりの勤務時間は、20時間以上とする。
- 3 ポスト・ドクターの通勤手当は、学校法人明治大学教職員給与規程により、専任教職員に準じて支給する。
- 4 ポスト・ドクターの旅費は、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準じて支給する。ただし、学会出張旅費の支給を受けることができる年度内回数は、2回までとし、そのうち1回は、学会において研究発表を行うことを条件とする。
- 5 ポスト・ドクターには、特定個人研究費取扱要領を適用しない。
- 6 ポスト・ドクターは、法令に従い、雇用保険に加入する。なお、厚生年金保険及び健康保険の加入条件は、1週当たりの勤務時間26時間以上とする。

以 上